

# nerj·made

創刊号

平成 27 年 10 月

ネリマデ

ねりまの産業情報紙

## ねりまの 産業を 元気に!



P.2~5  
関連記事  
を掲載!

ねりまで産業するなら、  
練馬ビジネスサポートセンターへ!  
相談事例を紹介!

nerj·made とは

「nerima(練馬)」と「made(つくる)」  
を融合させた造語で、「ネリマデ」と読み  
ます。「made in nerima(練馬産)」とい  
う地域産業をイメージし、「練馬で」活  
躍する経営者や従業員をターゲットに、有  
益な情報や事業者の取り組みなどを発信  
します。

## ネリサポ利用者の 相談事例を紹介

### 創刊にあたって

一般社団法人 練馬区産業振興公社  
理事長 横山 正二



練馬区産業振興公社で、この度、練馬の産業情報紙『neri・made（ネリマデ）』を発行することとなりました。『neri・made（ネリマデ）』は、練馬区が実施している産業振興施策や産業経済団体等の情報、事業所の経営改革の事例紹介など、中小企業経営者の皆さまに役立つ区内産業の情報を掲載してまいります。

練馬区産業振興公社は、練馬区内の中小企業の経営の安定と発展に貢献し、区内産業の振興および地域経済の活性化を目指す組織として、区内の商業、工業、農業および観光の分野における産業振興に関する事業に総合的に取り組んでいます。区内中小企業者の経営改善、販路拡大、事業計画作成などの悩みや課題解決をサポートするとともに、起業・創業セミナー、経営者を対象とした講座や各種の助成、融資あっせんなどを行う窓口として「練馬ビジネスサポートセンター(愛称:ネリサポ)」があります。

練馬の産業情報紙『neri・made（ネリマデ）』は、練馬ビジネスサポートセンターの事業として、区内中小企業経営の健全化・近代化の一助となることを目指すとともに、皆さまに親しまれ、活用していただける情報紙になるよう取り組んでまいります。

ねりまで産業するなら、**ネリサポへ！**

**声**をあげてみよう

**動**いてみよう



練馬ビジネスサポートセンターでは専門家が無料で事業の相談に対応しています。

## 総合相談



### (株)飛翔舎(アトリエそり) 清水 聖さん

小学校受験向けの絵画指導の経験を活かし、平成26年4月に子ども向けアート教室「アトリエそり」を設立。  
練馬区豊玉中4-14-14 TEL.03-6318-5291 <http://www.soruriart.com>

「アートを通して『考える力・創り出す力』を育てたいという信念で教室をオープンしましたが、経営者としての経験はゼロ。そこでネリサポに相談に行くと、事業計画書を作るように促され、税理士を紹介してくれました。とても大変な作業でしたが、アドバイスもいただいたので助かりました。ネリサポ主催の4回にわたる『経営者・後継者育成セミナー』に参加したことが転機となりました」

**セミナーの講師から具体的なアドバイスを受けて、背中を押してもらえたと言います。**

「起業前は小学校受験向けの絵画指導に携わっていましたが、自分の教室ではやりたくない!とこだわっていました。講師から、『これまでのスキルを活用しなければ続かない。ホームページに、受験対応のひと言を加える

## 「経営者セミナー」に参加したことで、視野が広がりました。

ように』と言われ、目が覚めました。この助言がなかったら、今でも自分の考えに固執して、伸び悩んでいたかもしれません。運営や経営に関してのアドバイスは真摯に聞くべきだと気づきました。このセミナーで出会った異業種の仲間からの意見も、視野が広がり役立ちました」

**また、地域とのつながりもなく苦勞していることを、ネリサポに相談。**

「幼稚園の課外授業を企画したいと言ったら幼稚園情報を、集客に苦勞していると言ったら近所の子育て支援の方を紹介していただきました。それを頼りに動くことで、生徒が増えていきました。大事なのは地域の人とのつながりだと実感しました」

**他にも、区の創業融資やホームページ作成費補助金など、様々な情報をネリサポで得て、活用している清水さん。新たな教室の開設にも意欲的です。**



子どもたちの作品が飾られた教室



## 事業者のための ビジネス講座

## 「販路拡大セミナー」 11月11日(水) 19時～21時

### 今だからわかる! マーケティングの重要ポイント

【場所】練馬区立区民・産業プラザ 研修室1 (Coconeri3階)

【定員】30名(申込順) 【料金】500円

【対象】経営者

事業を営んでいる方、これから事業を始めようとしている方

【締切】11月6日(金)

※詳しくは、練馬ビジネスサポートセンターHPをご覧ください。

■申込・問合せ 練馬ビジネスサポートセンター (8ページ参照)

### 今後のセミナー予定

■販路拡大セミナー 平成27年12月9日(水)

■販路拡大セミナー 平成28年1月9日(土)

■人材育成セミナー 平成28年2月10日(水)

■国・東京都・練馬区補助金セミナー  
平成28年3月12日(土)

※日程および内容は予告なく変更する場合がございます。



## 販路拡大



(株)ハーモニア(マッサージ整体院 なごみ) 伊澤 宜久さん

平成15年、マッサージ整体の店舗を江古田に1人で創業。  
平成20年より会社組織に。現在は区内外に5店舗を構える。  
練馬区栄町38-1 TEL.03-3991-1555 <http://753753.com>

## 拡大前に 理念とブランディングの確立を 指南されました。

ブランドの基礎が確立できたことで、結果的に本来の目的である販路拡大に結びついています。

「スタッフを採用するにあたって、技術面も大事ですが、理念に賛同できる人を重視しています。同じベクトルを持っているので、今は新店舗出店のために動いています。販路拡大としては遠回りのようにも思いますが、実は近道でした。店舗を増やすのはスタッフのためでもありますから」

ネリサポで相談するメリットは大きかったです。

「1人で悶々と考えるより、ビジネスマネージャーや専門家と話すことで考えがまとまったり、新たな気づきがあったりします。時間のない経営者にとって、有益な情報をワンストップで提供してもらえることはありがたいサービスです」

伊澤さんの相談は24回におよびます。ネリサポで紹介された分野ごとの専門家派遣メニューも積極的に活用されています。



マッサージ整体院なごみ江古田店

「3店舗まで展開したところで、ネリサポに販路拡大の相談に行きました。ビジネスマネージャーと話しているうちに、事業を拡大する前にすべきことが見えてきました」

会社のブランディングやビジネスモデルを固めること、スタッフとの意識共有といった具体的なアドバイスを受けた伊澤さん。

「まず10年以上前に作成した企業理念を、しっかりと見直しました。それを外への発信ではなく、社内で共有することから始めたんです。スタッフに分かりやすく伝えようと、目に見えて意識が変わってきました。1年前まで全店舗を私が見ていたんですが、現在は各店舗を新店長に任せられるようになりました。『魂の根っこ=理念』を共有できた成果だと思います」



練馬ビジネスサポートセンター

「業績を向上させたい」  
「新たな事業を展開したい」  
「他の業種との連携を図りたい」  
など、ビジネスの悩みを一緒に考えていきます。  
ぜひ、気軽にご利用ください。

### 経営の課題解決にご利用ください!

無料

【総合相談】 実務経験豊かなビジネスマネージャーが、経営全般について相談に応じます。

- 時間：平日9時～17時  
(1回の相談時間は1時間)
- 費用：無料

【専門相談】 専門相談員等が、各種の相談に応じます。

- 相談日：次ページのとおり、曜日ごとに異なります。
- 時間：13時～17時  
(事前予約制・1回の相談時間は1時間)  
※水曜日のみ午前も実施
- 費用：無料

■ 予約・問合せ 練馬ビジネスサポートセンター (8ページ参照)



経営相談  
(事業承継)



(株)美心舎 野沢 信利さん

サロン専用商品を扱う総合美容商社(株)イケナガの営業マンとして25年勤務。平成27年1月に、販売部門を承継し、(株)美心舎を創業。練馬区豊玉中1-2-10 TEL.03-3993-1675 <http://bishinsha.com>

親身なサポートのおかげで

「承継と起業」という重圧に負けずに  
前進できました。

ただきました。私にとってネリサポは『道しるべ』のような存在ですね。正直、ネリサポと出会わなかったら、事業を引き継ぐことができなかつたと思います」

ゼロからではなく、実績ある会社から一部門を引き継ぐ形での起業は、承継のモデルケースになりそうです。顧客もほとんどがついてきてくれたことで、順調なスタートを切っています。

「一営業マンと経営者では、やはり責任の度合いが違いますね。問屋としてだけでは成長に限りがあるので、新商品の開発に着手しました。周りからは無謀だと言われましたが、得意の営業力を活かし、有名ショップのバイヤーからも高評価を受けています。『人と人がつながっていれば、未来は見える』をモットーに、練馬から大ヒット商品を生み出したいと燃えています！」

販路拡大やメンバーへの対応など、経営課題解決のためにこれからもネリサポを活用していくと語ってくれました。



上：一致団結してついてきてくれた従業員  
下：新商品を開発

「60年以上の歴史を持つ(株)イケナガで、全国のサロンを相手に営業で飛び回るのが天職だと思っていました。仕事が楽しかったので、イケナガの社長から新しい会社を任せたいと言われながらも、経営のことは何も分からなかつたので断り続けていました。でも説得されているうちに、従業員も一緒に頑張ってくれるという意志が確認できたので、引き受ける決意をしました」

とはいえ、起業や会社経営についてインターネットで調べれば調べるほど、不安が増大…。そんななかネリサポの存在を知り、相談に向かいました。

「資本金や売り上げ、業務内容など、起業の基本を一から教わりました。そして税理士を紹介してもらい、細かい経営指導もしてい

| 月曜日  | 火曜日   | 水曜日                      | 木曜日                                      | 金曜日                    |
|--|---|--------------------------|--|------------------------|
| 起業・創業  | 労務（経営者向け）                                     | 販路拡大                     | 経営                                       | 税務                     |
| ビジネスマネージャー                                   | 社会保険労務士                                       | ビジネスマネージャー               | 中小企業診断士                                  | 税理士                    |
| 起業・創業をお考えの方や、起業して間もない方の各種相談、事業計画や資金計画についての相談 | 雇用主としての、社会保険や年金の手続き、就業規則や賃金体系の見直し、その他労務に関する相談 | 自社製品の強みを活かした販路開拓等についての相談 | 事業承継、創業計画や資金計画、各種認証の取得など、経営に関する全般についての相談 | 事業経営に伴う会計処理や、税務についての相談 |

※毎月第1・第3木曜日、第2・第4月曜日は、起業・創業相談を20時まで行います。[事前予約制]

これだけは  
押さえておきたい

# マイナンバー

東京都社会保険労務士会  
城北統括支部 練馬支部 副支部長 伊藤滋基

10月から全ての住民に向けて  
マイナンバーの通知が開始されます。  
事業主として気をつけるべきポイントを  
確認しておきましょう！

## マイナンバーの通知カードの受け取りを徹底

以前からメディアや行政のホームページ等で予告されていましたが、ついに会社の実務でも対応が始まります。

まず従業員の皆さんへ、①マイナンバーの通知カードを確実に受け取ること、②受け取ったマイナンバーの通知カードは会社の手続きで利用するので紛失しないようにすること、の2点をあらかじめお話していただくことが必要です。

マイナンバーは10月5日現在の住民票所在地の世帯主宛に届きますので、住民票と現住所が同じかどうか皆さんに確認してもらいます。簡易書留で郵送されるので、受け取りができないと配達元に戻されてしまいます。不在通知は放っておかず、必ず受け取るように社内で徹底してください。

## マイナンバーの受け取りには必ず本人確認を！

マイナンバーを会社として扱うことになる最初の事務は、平成27年の年末調整時期に合わせて従業員等から回収する平成28年の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書になるでしょう。この申告書からマイナンバーを記入する新様式に変わる予定です。扶養家族の分も含めたマイナンバーを皆さんが記載して会社に申告します。ここで重要なのは、マイナンバーを受け取る際にその番号が本人のものであるか、番号に間違いがないか、厳格な本人確認が求められているということです。

たとえ何十年勤務している従業員であっても、会社は通知カードでマイナンバーの確認をするとともに、原則とし

て写真付きの身分証明書(運転免許証やパスポート等)で本人に間違いがないか確認をすることになります。結構な手間ですね。しかし、法律で義務付けられていますので、必ず本人確認をしてください。

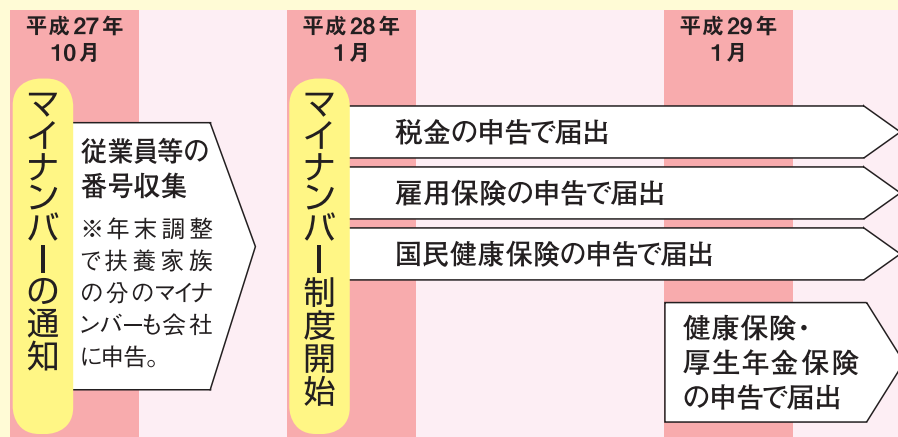
## 適用事務分野をしっかりと把握しておこう

また、マイナンバーを利用できる事務は法律で厳しく限定されており、現時点では税務、社会保障、災害対策の3つの分野に関するだけです。これら以外の利用目的ではマイナンバーを取得・収集・保管することができないので、注意が必要です。社会保障分野では、雇用保険手続きが平成28年1月から、社会保険(健康保険・厚生年金)は1年遅れて平成29年の1月から、税務分野は平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

## 適切な管理をしましょう

ところで、取得したマイナンバーは、安全に管理することも義務付けられます。マイナンバーに関するガイドライン(特定個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/>)をぜひ一読いただき、会社としての対応を検討するか、またはネリサポの専門相談(労務：火曜/税務：金曜)をご利用ください。

## 【マイナンバーの基本的な流れ】



教えて 弁理士さん!

# 商標権を ご存知ですか



～ 知って得する商標登録 ～

日本弁理士会関東支部 東京委員会 副委員長  
双京知的財産事務所 所長 弁理士 太田洋子

## 会社の商品やブランドを守るための商標権とはどんなものなのでしょうか？ また、商標権を取得するために気をつけることは？

### ●商標権とは

「ブランド」というと高級ブランドだけをイメージしがちですが、皆さんが提供する商品やサービスのネーミングやマークも立派なブランドです。せっかく信用を積み重ねてきたブランドなのに、突然、他人が同じようなネーミングで同じような商品を無断で売り出したらどうしますか？

この対抗手段の1つとして、「商標権」というものが存在します。商標権で保護される商標は、例えば自動車のブランド名(例：LEXUS、スカイライン)やポテトチップスの袋の絵、ゆるキャラ、エンブレム、メロディー(久光や正露丸のCMメロディー)、ペコちゃん人形といった立体的なもの等々、多岐にわたります。

す。簡単に言うと、他人の商品やサービスと区別するための文字やデザインのこと、最近では色彩や動き、ホログラム、音等も該当するようになりました。

### ●商標権の取得

商標権を取得すると、あらかじめ特定した商品・サービス(役務といいます)について、その商標を独占的に使用できます。また、他人が同じ(類似する)商標を、同じ(類似する)商品・役務に使用する行為も排除できます。

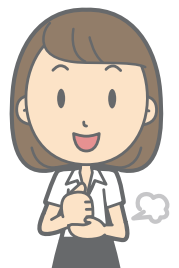
では、商標権を取得するためにはどうしたらよいでしょうか？ まず、権利を取りたい商標と商品・役務を記載した書類(「願書」といいます)を特許庁に提出します。特許庁はこの願書に記載された内容をもとに、商標権を付与(商標を登録)して良いかを審査し、審査をパスすれば商標権を取得できます。

### ●登録できる商標

ここで注意が必要なのは、先に他人が登録・出願してしまった商標やこれと紛らわしいもの、普通名称、商品の品質やサービスの提供場所等を表示しただけの商標(例えば入浴剤に「疲労回復」)等は登録できないことです。

ただし、これらに該当する場合であっても、他の言葉と組み合わせたり、ロゴ化したりした場合には登録できる可能性もあります。これは個別に具体的に検討する必要があり、こうすれば必ず大丈夫、というものではありません。

商標権については、ネリサポまでご相談ください。



## 東京信用保証協会からのお知らせ



東京信用保証協会

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金をお借入する際、『保証人』となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

### 【保証制度利用のメリット】

- ◆無担保でのご利用が可能です。
- ◆ニーズに応じた資金調達が可能です。
- ◆さまざまな経営支援メニューのご利用が可能です。

### 【主な保証制度】

- ① 創業保証
- ② 流動資産担保融資保証 (ABL)
- ③ 当座貸越根保証
- ④ 特定社債保証 (私募債)
- ⑤ セーフティネット保証

メールマガジン  
会員募集中

(登録料・購読料無料)

■申込・問合せ 東京信用保証協会 池袋支店 ☎ 03-3987-5445

詳細は当協会ホームページをご覧ください。 <http://www.cgc-tokyo.or.jp>



# 練馬産業見本市 ねりまEXPO2015

いいものたくさん見て触れて!

10月18日(日) 10時～16時

※練馬まつりと同時開催

としまえん 屋内館 (練馬区向山 3-25-1)

農業、アニメを始めとした練馬ならではの企業が一堂に会し、自社の製品やサービスの展示を行います。ビジネスチャンスの拡大、製品・企業情報収集の場として、ぜひご活用ください。

※出展する事業者について詳しくは、お問い合わせいただくか練馬区HPをご覧ください。

## ★各事業者が特色に応じて、 7つのゾーンに分かれて出展

- ① 製造・技術・機械ゾーン  
精密機器・金属加工などに関わる技術・製品の展示・販売。
- ② 農業ゾーン  
野菜の即売や練馬の農業に関する展示・紹介。
- ③ ぐらしのゾーン  
生活に関連する製品やサービスの展示・販売。
- ④ 食料品・飲食ゾーン  
練馬ならではの商品や自慢の逸品の展示・販売。
- ⑤ 伝統工芸ゾーン  
練馬区伝統工芸会に所属する職人が匠の技を使った作品等を展示・販売。
- ⑥ アニメゾーン  
練馬ならではのアニメキャラクターを使った展示や、映像によるPR。
- ⑦ 中小企業支援ゾーン  
経営に関する相談等をその場で実施。

### ■問合せ

練馬区経済課中小企業振興係 ☎ 03-5984-1483

## 第27回 練馬区伝統工芸展 ～伝統の心と技～

10月12日(月・祝)～14日(水)

10時～18時 ※最終日は17時終了

練馬区立区民・産業プラザ

(練馬区練馬1-17-1 Coconeri3階)

練馬区伝統工芸展は、今年で27回目を迎えます。現代の生活に彩りを添える伝統工芸14業種の作品展示・実演・販売が行われますので、皆さまのお越しをお待ちしています。



### ■ 展示・販売される伝統工芸品

東京手描友禅・江戸表具・江戸筆・東京染小紋・尺八・和裁・螺鈿蒔絵・江戸刺繍・東京額縁・籐工芸・組紐・江戸木彫刻・手織・東京彫金

### ■ 体験コーナー (有料)

### ■ 伝統工芸品のチャリティー即売会

■ 問合せ 練馬区経済課中小企業振興係  
☎ 03-5984-1483

## 10月1日(木) リニューアルオープン 練馬産業会館

貸し会議室は、どなたでもご利用いただけますので、会議のみならず、いろいろな用途でご活用ください。



展示販売

セミナー  
説明会

健康診断

会議研修

### ◆ 貸し会議室

用途に応じてご利用いただけます!

レイアウト自由自在!  
宴会・パーティー可能  
駅が近い好立地!

### ■ 申込・問合せ

一般社団法人練馬産業連合会

練馬区豊玉上 2-23-10

☎ 03-3991-0530 FAX : 03-3994-8008

<http://www.nerima-sanren.jp/>

メール info@nerima-sanren.jp

### 編集後記

「neri・made」の創刊にあたり取材させていただいた各事業者の皆さまは、地域のつながりをとても大切にされていました。「心がつながり仕事がつながる」…この「neri・made」も、中小企業の皆さまに寄り添えるような情報紙にしたいと思っています。

neri・made vol.1 平成27年10月1日発行 年4回(10月・1月・4月・7月)

発行/一般社団法人 練馬区産業振興公社  
練馬ビジネスサポートセンター

練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階

<http://www.nerima-idc.or.jp/bsc/>

☎ 03-6757-2020 FAX 03-6757-1014

■ 業務時間 9時～17時

■ 休業日 土・日・祝休日と年末年始(12/29～1/3)



西武池袋線・都営大江戸線  
練馬駅北口から徒歩1分